

## 東京都市計画地区計画の決定

都市計画赤坂二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤坂二丁目地区地区計画
位 置	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
面 積	約 2.0 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、幹線街路放射第1号線（六本木通り）沿道に位置し、幹線街路環状第2号線（外堀通り）や地下鉄溜池山王駅に近接する交通利便性の高い地区であり、地区周辺には永田町・霞ヶ関の官庁街や、六本木・虎ノ門などの高次な複合市街地が位置している日本の政治・経済を支える拠点性の高い地区である。また、本地区の周辺には赤坂氷川神社（以下、「氷川神社」という。）などの歴史を感じられる資源が多く位置している。しかし、溜池山王駅から周辺市街地への歩行者ネットワークの形成やバリアフリー化が十分に図られていないことに加え、地区周辺の歩行空間が狭小であることやまとまりある緑地の不足などが課題となっている。</p> <p>東京圏国家戦略特別区域に関する区域方針では、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集め国際的ビジネス拠点を形成することとしている。また、特定都市再生緊急整備地域の整備方針では、業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様な機能を誘導するとともに、にぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンや緑豊かな地域特性を生かしたうるおいのある都市空間を形成することとしている。さらに、港区まちづくりマスターplanでは、赤坂地域の都市型観光資源や氷川神社などの豊富な歴史・文化資源をいかした回遊性の高いまちづくりを推進し、国内外から多くの人が訪れる魅力あるまちを形成することとしている。</p> <p>このような背景を踏まえ、溜池山王駅から周辺市街地への安全で快適かつバリアフリーに対応した歩行者ネットワークの形成や起伏ある地形等を活かした緑豊かなオープンスペースの確保を図るとともに、国際化に対応した業務、商業、宿泊等の多様な機能の集積や歴史・文化の情報発信及び観光支援機能の強化に資する文化・交流拠点の形成など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地の形成を図る。</p>

	土地利用の方針	<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地利用の方針を以下に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 國際化に対応した業務、商業、宿泊等の多様な機能に加え、氷川神社と連携した江戸文化や赤坂地域の魅力を伝える歴史・文化発信及び観光支援機能を誘導し、魅力ある複合市街地の形成を図る。</li> <li>2 広域通信施設との一体的な土地利用を図り、快適な歩行空間の確保や広場、緑地等の緑豊かなオープンスペースを形成する。</li> <li>3 溜池山王駅や周辺市街地へのつながりに配慮し、バリアフリーに対応した歩行者ネットワークを形成する。</li> </ol>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全で快適な歩行空間を確保するとともに、地区内で発生する交通を円滑に処理するため区画道路1号を拡幅整備する。</li> <li>② 安全で快適な歩行空間の確保や防災性の向上を図るため、電線類の地中化に伴い区画道路2号を整備する。</li> </ol> </li> <li>2 歩行者ネットワークの整備方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 周辺市街地への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、緑豊かな歩道状空地を整備する。</li> <li>② 周辺市街地への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、歴史・文化発信施設やにぎわい施設との一体空間を形成し、地域の行事にも利用できるバリアフリーに対応した歩行者通路1号を整備する。</li> <li>③ 地区の南北方向をつなぎバリアフリー化を図るとともに、緑地の緑を感じながら快適に歩くことができる歩行者通路2号を整備する。</li> <li>④ 溜池山王駅からのアクセスを向上させるため、バリアフリーに対応した溜池山王駅と直結する地下歩行者通路を整備する。</li> </ol> </li> <li>3 広場等の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 歩行者ネットワークの結節点となる位置に、歩行者の滞留・集散空間やにぎわいの形成、防災対応力に資する広場を整備する。</li> <li>② 歴史・文化発信施設との一体空間を形成し、地域交流や国際交流に資する緑豊かなオープンスペースを創出するため緑地1号を整備する。</li> <li>③ 周辺市街地の緑とのつながりに配慮するとともに、地形の起伏を活かしたまとまりある緑を創出するため緑地2号を整備する。</li> </ol> </li> </ol>

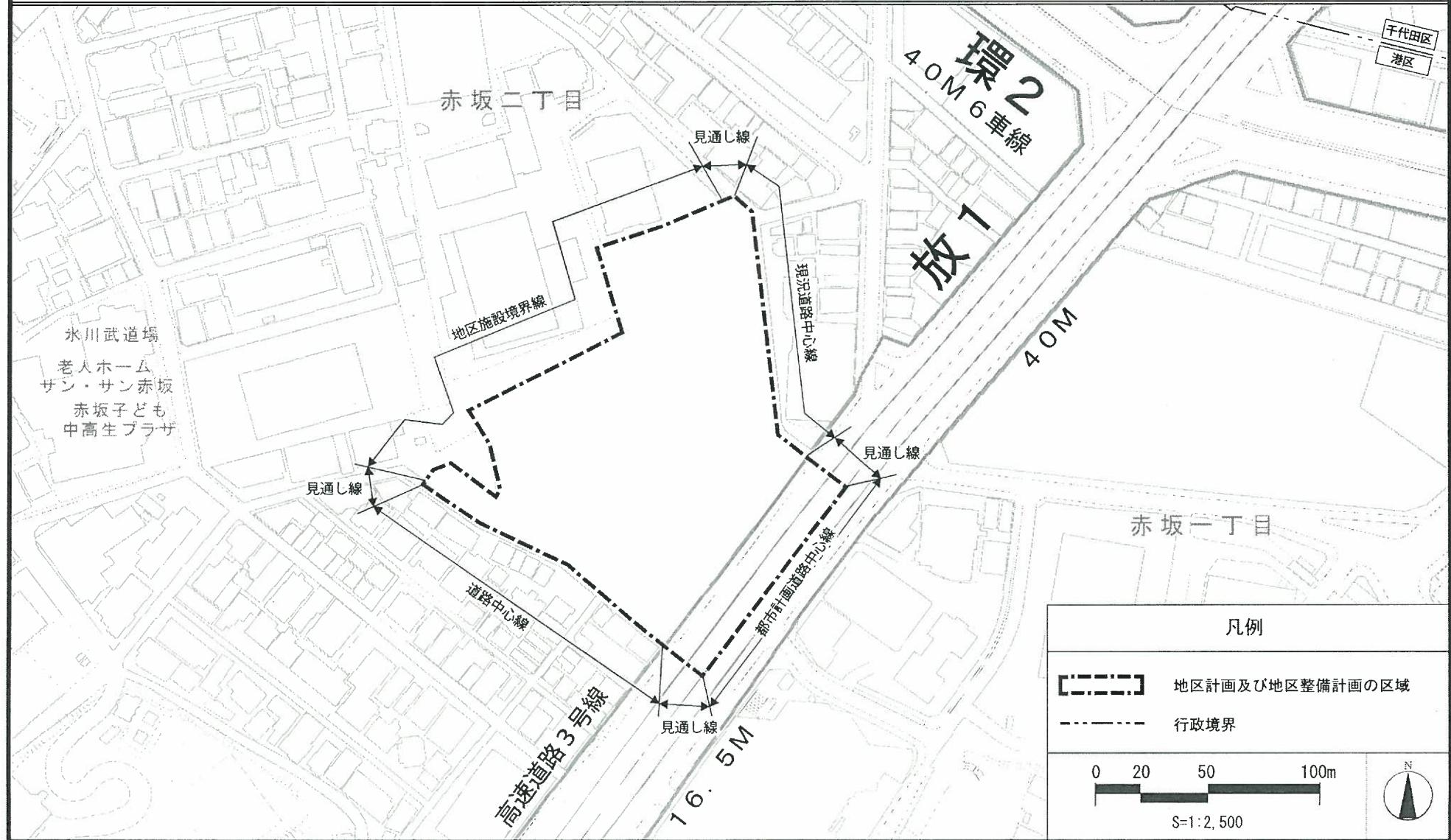
区 保 域 全 に 整 備 す る 開 方 發 針 及 び	建築物等の整備の方針	1 地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物の用途制限を定める。 2 安全で快適な歩行空間を確保し、回遊性の向上を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図るために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。				
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	1 自然エネルギーの有効活用やビルの排熱の再利用を積極的に行うことにより環境負荷低減を図る。 2 災害時における帰宅困難者の支援や安定したエネルギー供給を実現する取組を行い地域の防災対応力の強化を図る。 3 ヒートアイランド現象の緩和や緑の軸の形成に寄与するため、周辺市街地とも連携した連続したまとまりある緑を創出する。 4 周辺市街地の地域防災拠点を結ぶ道路の電線類を地中化し防災対応力の向上を図る。				
地区整備計画	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
	道路	区画道路1号	7~9m (全幅11~14m)	約120m	—	拡幅
		区画道路2号	2m (全幅4m)	約120m	—	既設 電線類地中化に伴う整備
	広場	広場	—	—	約500m <sup>2</sup>	新設
	緑地	緑地1号	—	—	約2,000m <sup>2</sup>	新設 電線類地中化に伴う変圧器含む
		緑地2号	—	—	約2,500m <sup>2</sup>	新設 電線類地中化に伴う変圧器含む
	その他の公共空地	歩行者通路1号	4m	約90m	—	新設 階段、昇降施設を含む
		歩行者通路2号	4m	約210m	—	新設 階段、昇降施設を含む
		地下歩行者通路	4m	約30m	—	新設 階段、昇降施設を含む

地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩道状空地 1 号	4 m	約 120 m	—	新 設 電線類地中化に伴う変圧器含む
		歩道状空地 2 号	4 m	約 90 m	—	新 設
		歩道状空地 3 号	4 m	約 120 m	—	新 設 既存の広域通信施設の管理のために必要な建築物の部分及びフェンス等並びに電線類地中化に伴う変圧器含む
地区整備計画  建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号及び同条第 5 項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 3 に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 歩行者等の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</li> <li>2 歩行者等の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの</li> <li>3 既存の広域通信施設の管理のために必要な建築物の部分及びフェンス等</li> </ol>				
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	広告物等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。				
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存の広域通信施設の管理のために必要なフェンス等</li> <li>2 電線類地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの</li> </ol>				
	建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。</li> <li>2 屋外広告物は、周辺環境との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。</li> </ol>				

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

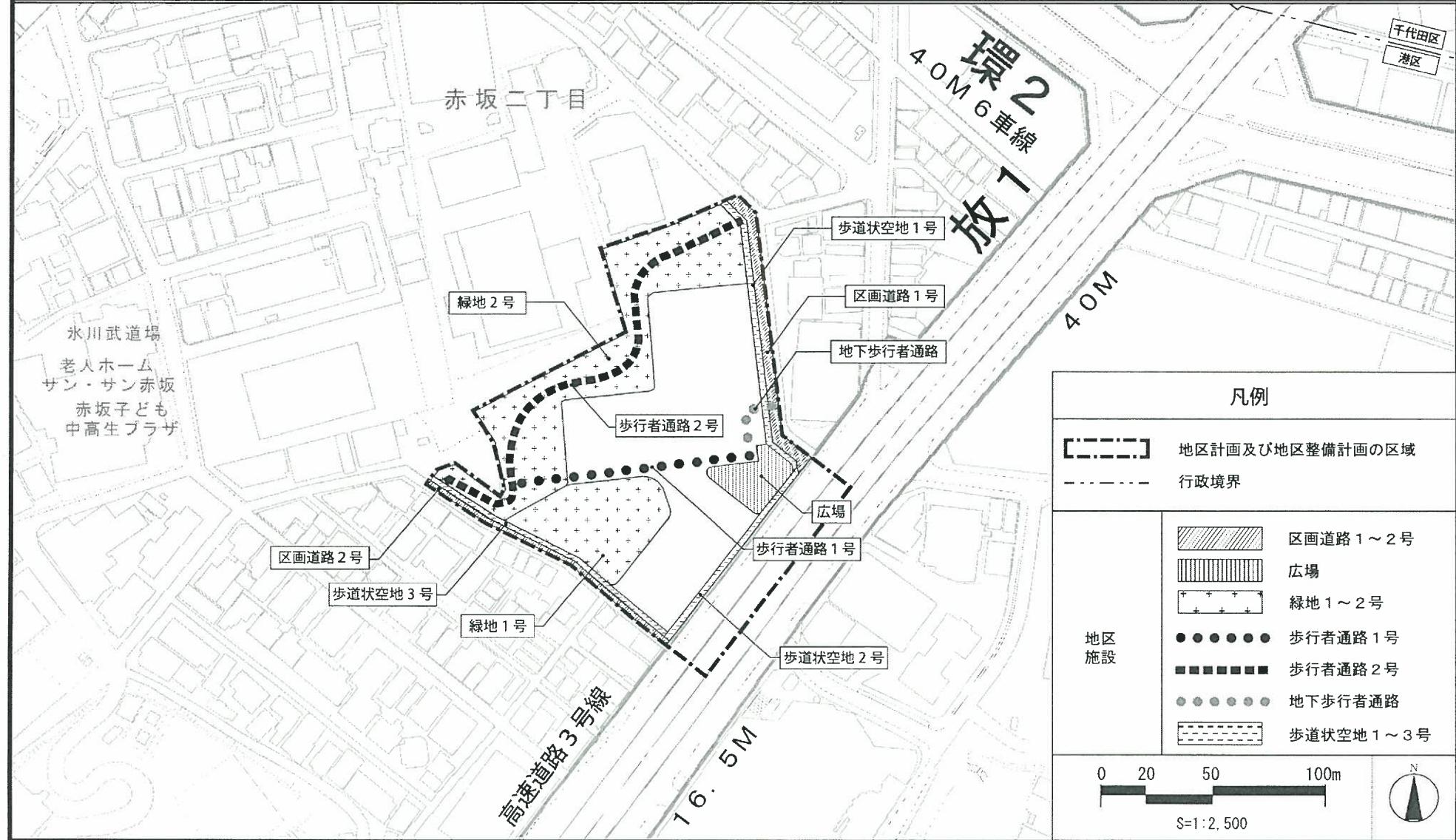
理 由 : 安全で快適かつバリアフリーに対応した歩行者ネットワークの形成や緑豊かなオープンスペースの確保を図るとともに、国際化に対応した多様な機能の集積や文化・交流拠点の形成など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。

# 東京都計画地区計画 赤坂二丁目地区地区計画 計画図 1



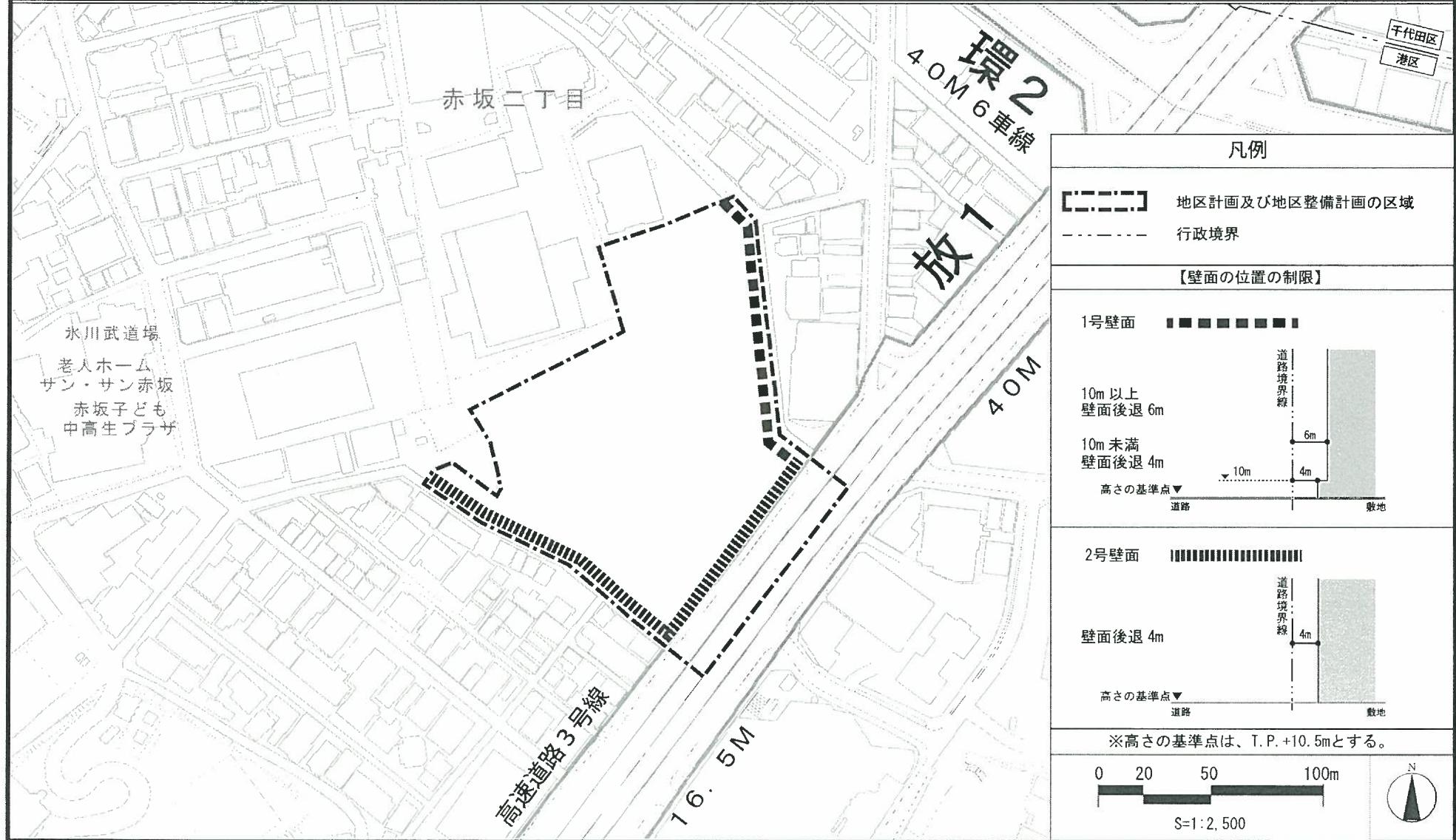
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 29都市基交署第34号・29都市基交測第22号 (承認番号) 29都市基街都第228号、平成29年11月10日

東京都市計画地区計画  
赤坂二丁目地区地区計画 計画図 2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 29都市基交著第34号・29都市基交測第22号 (承認番号) 29都市基街都第228号、平成29年11月10日

東京都市計画地区計画  
赤坂二丁目地区地区計画 計画図 3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 29都市基交著第34号・29都市基交測第22号 (承認番号) 29都市基街都第228号、平成29年11月10日